

鹿児島県中学校総合体育大会開催基準

1 目的

鹿児島県中学校総合体育大会は、中学校教育の一環として中学校生活に広くスポーツ実践の機会を与え、体育の振興とスポーツの正常な発展、ならびに体力・技能の向上とアマチュア精神の高揚を図り、心身ともに健全な中学校生徒を育成するとともに、生徒相互の親睦を図るものである。

2 主催

鹿児島県中学校体育連盟

3 共催

鹿児島県教育委員会・鹿児島陸上競技協会

4 後援

各競技協会・連盟・(公財)鹿児島県スポーツ協会・開催地教育委員会

5 開催競技

陸上競技、水泳、バスケットボール、サッカー、ハンドボール、軟式野球、新体操、体操競技、バレーボール、ソフトテニス、卓球、バドミントン、ソフトボール、柔道、剣道、相撲、空手道、弓道、ラグビーフットボール、テニス、駅伝、ダンスの22競技とする。

6 開催期日

大会は7月下旬、駅伝・ダンスについては11月上旬～12月中旬に開催することを原則とする。

7 参加資格

- (1) 参加者は、各地区中学校体育連盟加盟の学校に在学し、学校教育法に基づく当該中学校生徒であること。
- (2) 地区中学校体育大会(中体連主催)において当該競技要項により県大会参加資格を得たチームまたは個人とする。ただし自由参加種目はその限りではない。
- (3) チームの編成は一校単位で組織されたものとする。但し、別に定める複数校合同チーム編成規定に適合すると地区会長が認めた場合、合同チームの参加を認める。
- (4) 個人戦は(2)項の個人戦大会より選抜されたものとする。
- (5) 監督は当該中学校の学校職員(常勤)・部活動指導員とする。(事務職員・主事・司書補等も可)
- (6) 引率は、当該中学校の校長・教員・部活動指導員とする。
- (7) **外部指導者**は、校長が認めた者とする。但し、**外部指導者**を認めた競技に限る。
※ 「部活動指導員」とは、学校教育法施行規則第78条の2に示されている者であり、学校設置者により任用されている者を示す。
- (8) 地域クラブ活動や**拠点校部活動**の参加資格の特例については、鹿児島県中学校総合体育大会開催基準「特別規程」による。(鹿児島県中学校体育連盟ホームページ参照)
※ 実施競技や参加種別(団体・個人)については、原則(公財)日本中学校体育連盟が示すものとする。
- (9) 参加登録については、一競技のみとする。ただし、陸上・駅伝・相撲においては、他競技に登録したとしても参加できる。

8 参加制限

本大会の参加チーム・個人は次の通りとする。

- (1) 新体操、体操競技、ハンドボール、ソフトボール、相撲、空手道、ラグビーフットボール、テニス、ダンスは、自由参加とする。
- (2) 陸上競技、水泳、バスケットボール、サッカー、軟式野球、**バドミントン**、バレーボール、ソフトテニス、卓球、柔道、剣道、弓道、駅伝は、各競技別要項の参加資格・制限の通りとする。(地区大会出場校数等による。)
- (3) 大会に出場するチーム・選手の引率者、監督、コーチ等は部活動指導中における暴力・体罰・セクハラ等(以下「暴力等」)により、任命権者又は学校設置者からの懲戒処分を受けていない者であることとする。**また、地域クラブ活動のチーム・選手の指導者等は、各中央競技団体の倫理規程等に基づいて、各競技団体等から処分を受けていない者であることとする。**校長及び代表者は、この点を確認して大会申込書を作成する。なお、**外部指導者**は校長から暴力等に対する指導措置を受けていないこととする。
- (4) 大会の参加者(出場者、引率者、役員、応援者等)は本連盟の「**感染症対策ガイドライン**」を遵守する。
- (5) 本大会は、九州大会及び全国大会の予選を兼ねている競技もあるが、九州大会(駅伝を除く)、全国大会(夏季大会)への参加は一人一回とする。

9 大会実施要項の作成と掲載

- (1) 大会要項は、県中体連地区専門部合同会で検討し、評議員会で決定する。
- (2) 5月の専門部会以降に鹿児島県中学校体育連盟ホームページに掲載する。

10 大会参加申込み

- (1) 大会要項規定により、当該学校長・代表者の承認を得て、所定の参加申込書の定められた期日までに申し込むものとする。
- (2) 申込書は、鹿児島県中学校体育連盟ホームページより、申込書をダウンロードし必要事項を入力し出力した用紙に捺印を受け、申し込むものとする。
- (3) 複数校合同チームの参加については、「鹿児島県中学校総合体育大会における複数校合同チーム編成規定(HP掲載)」を参照する。

11 理事会・専門部長会・監督会・専門部会(抽選会)

- | | | |
|---------------------------|------------------|------------------|
| (1) 理事会・専門部長会 | 令和7年6月26日(木) 10時 | かごしま県民交流センター |
| (2) 専門部会(抽選会)
(理事立ち合い) | 令和7年6月26日(木) 13時 | かごしま県民交流センター 他 |
| (3) 理事・専門部長会 | 令和8年1月22日(木) 10時 | かごしま県民交流センター(予定) |
| 合同専門部長会 | 令和8年1月22日(木) 13時 | かごしま県民交流センター(予定) |
- <専門部会実施競技> 陸上競技、水泳、バスケットボール、サッカー、ハンドボール、軟式野球、新体操、体操、バレーボール、ソフトテニス、卓球、バドミントン、ソフトボール、柔道、剣道、空手道、弓道、テニス、駅伝、ダンス

《連絡先》 〒890-0041 鹿児島市城西2-3-12
鹿児島市立城西中学校内
鹿児島県中学校体育連盟事務局
E-mail kag-tyutai@po.minc.ne.jp

鹿児島県中学校総合体育大会開催基準「特別規程」

令和7年2月18日

【参加資格の特例】

大会参加を希望する1～3は、下記の条件を遵守することで出場を認める。

1 学校教育法134条の各種学校（1条に掲げるもの以外）に在籍し、各地区中学校体育連盟の予選大会に参加を認められた生徒。「開催基準7（1）」

(1) 大会参加を認める条件

ア 生徒の学齢、修業年限とも我が国の中学校と一致している単独の学校で構成されていること。
イ 運動部活動が学校教育の一環として、日常継続的に当該校顧問教員の指導のもとに、適切に行われていること。

(2) 大会参加に際し守るべき条件

ア 本連盟及び各専門部との事前協議を十分に行うこと。
イ 大会開催要項及び大会申し合わせ事項等に従うとともに、大会の円滑な運営に協力すること。
ウ 大会参加に際しては、校長または教員、部活動指導員が引率するとともに、万一の事故の発生に備えて傷害保険に加入しておくなど、万全の事故対策を講じておくこと。
エ 大会開催に要する経費については、必要に応じて応分の負担をすること。

(3) その他

ア 実施に際しての細部・必要事項については、随時、検討する。
イ 「参加資格の特例」に適合しない事態が発生した場合、大会参加を見直すこともあり得る。

2 地域クラブ活動に所属する中学生「開催基準7（8）」

(1) 地域クラブ活動に所属し、鹿児島県中学校総合体育大会及びその予選会（選考会）【以下大会】に参加を認められた生徒であること。

(2) 大会参加を希望する地域クラブ活動は以下の条件を具備すること。

ア 大会参加を認める条件

- (ア) 鹿児島県下の中学校等に在籍している生徒であること。
 - (イ) 鹿児島県中学校体育連盟の目的及び永年にわたる活動を理解し、それを尊重すること。
 - (ウ) 生徒の学齢及び修業年限が我が国の中学校と一致している。（中学校等に在籍している生徒であること）
 - (エ) 地域クラブ活動にあつては、日常継続的に代表者もしくは指導資格を有する指導者の指導のもと、『学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン』（令和4年12月スポーツ庁・文化庁発出）の「Ⅱ 新たな地域クラブ活動」や『学校部活動の地域連携や地域クラブ活動の在り方等に関する方針』（令和5年5月鹿児島県教育委員会発出）を遵守し、適切に活動が行われていること。
 - (オ) 地域クラブ活動の指導者は、各中央競技団体の倫理規程等に基づいて、各競技団体等から処分を受けていない者であることとする。
 - (カ) 当該競技を管轄する中央競技団体もしくは県競技団体に登録されていること。かつ同じ内容で県中学校体育連盟に登録していること。
 - (キ) 大会において、競技役員や審判など運営上必要な事項に協力すること。
 - (ク) 各競技専門部の定める細則を満たしていること。
 - (ケ) 地域クラブ活動の登録申請については、規約を設けているとともに、ホームページやチラシ等で3か月以上、団員の公募期間を設けていることを条件とする。但し、行政機関や行政機関が設置している協議会等から「部活動の地域移行の担い手」としての承認または、要請を受けている場合は、3か月の公募期間を設けていなくてもよい。（※（ケ）の項目については、令和8年度から適用する）
 - (コ) 地域クラブ活動の代表者及び指導者が、不適切な行為（体罰、パワハラ、セクハラ等）を行った場合は、所属する競技団体と協議の上、相応の処分を所属する競技団体から科されることもある。
 - (サ) 地域クラブ活動の登録地区の変更は、原則認めない。
 - (シ) 地域クラブ活動の生徒が移籍した場合、当該年度の地区中学総体、並びに県中学総体への参加については、転居等を含めたやむを得ない場合を除き、原則認めない。但し、移籍後、当該年度の中学総体への出場を希望する場合は、各地区中体連事務局に希望理由を相談すること。
- ※ なお、この「ア 大会参加を認める条件」については、日本中学校体育連盟、並びに九州中学校体育連盟が規程する「大会開催基準の大会参加規程」に準ずることとする。

イ 大会に参加する場合に守るべき条件

- (ア) 地域クラブ活動で大会に参加する場合、在籍中学校等での大会参加は認めない。その逆も同様である。
- (イ) 大会開催基準を守り、出場する競技種目の大会申合せ事項等に従うとともに、大会の円滑な運営に協力すること。
- (ウ) 大会の参加に際して、地域クラブ活動においては、責任ある代表者・指導者が生徒を引率すること。また、万一の事故発生に備え、傷害保険等に加入するなどして、万全の事故対策を立てておくこと。
- (エ) 大会開催に要する経費については、必要に応じて、応分の負担をすること。
- (オ) 同一団体からの出場は1チームのみとする。また、大会参加のため名称を変え、複数チーム参加することも認めない。
- (カ) 大会参加申込に際して、参加条件に虚偽の内容が判明した場合は参加を認めない。

(3) チーム編成の条件

団体競技（種目）に参加する際は、同一県内中学校等に在籍する選手でチームを編成することとし、県境を超えたチーム編成は認めない。

3 運動部活動地域移行により、市町村教育委員会等に認定されているチーム「開催基準7(8)」

(1) 拠点校方式の部活動「鹿児島県中学校体育大会拠点校部活動参加規程」

ア 趣旨

参加を承認する精神は、在籍校に希望する部活動がないこと等の場合に、参加を希望する生徒を一つの学校が受け入れるというものである。県もしくは市町村教育委員会や中学校長会が運動部活動に参加したい生徒の救済事業として推進する活動であり、勝利至上主義のための活動ではない。

なお、拠点校部活動（以下、拠点校という）で参加する場合は、下記の条件を満たしていることが必要である。

イ 条件

- (ア) 県中学校体育連盟が定める「拠点校部活動規定」(下記)に該当している。
- (イ) 参加者は、開催年度の大会開催基準7の参加資格を満たしている。
- (ウ) 拠点校は、県中体連に加盟している。
- (エ) 拠点校としての大会参加が、県中体連に承認されている。
- (オ) 参加申し込み手続きは該当校の校長が行う。
- (カ) 拠点校の引率・監督は、拠点校の校長・教員・部活動指導員とする。

(2) 拠点校部活動規定

ア 事業主体と実施主体

実施の事業主体は、県教育委員会または市町村教育委員会、県校長会または市町村中学校校長会（以下、事業主体）とする。

実施主体は、市町村立中学校・義務教育学校とする。

イ 実施対象校

実施対象校は、事業主体の判断に委ねる。

ウ 実施期間

原則1年間（年度単位）とするが、継続も拒まないものとする。もしくは、事業主体の判断に委ねる。

エ 実施上の留意点

原則は、事業主体の作成した実施上の留意点によるものとする。

(ア) 参加の承認

生徒の在籍校並びに拠点校の校長の承認を必要とする。また、参加生徒及び保護者は、拠点校の部活動規定・生活指導に同意すること。

(イ) 大会等への参加

登録については（拠点校のみの登録か関係学校すべての登録）、事業主体の判断に委ねる。大会参加等の連絡は、拠点校が対応する。

(ウ) 拠点校の移動

拠点校の移動に関しては、事業主体の判断に委ねる。

(エ) 安全管理

- ・在籍校から拠点校への移動は、在籍校の指示による。
- ・活動中は、拠点校の規則・顧問の指示に従う。
- ・在籍校及び拠点校の指導のもとでの移動・及び活動中の事故については、スポーツ振興センターの災害共済給付が適用する。

※1 この特例は、令和7年4月1日より施行する（令和7年2月18日評議員会決定）。

※2 この特例は、競技部ごとに大会参加に関する細則を加えることができる。

※3 この特例は、今後も検討を続けていく。